

法7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価料金規程

1、非住宅に係る評価料金

(税別:単位円)

| 用途 | 1棟あたり対象床面積 | 標準入力法(主要室入力法を含む) | モデル建物法 |
|-------------|-------------------------|------------------|---------|
| 工場・倉庫等以外の用途 | 300㎡未満 | 200,000 | 100,000 |
| | 300㎡～2000未満 | 260,000 | 130,000 |
| | 2,000㎡～5,000㎡未満 | 340,000 | 170,000 |
| | 5,000㎡～10,000㎡未満 | 400,000 | 200,000 |
| | 10,000㎡～20,000㎡未満 | 460,000 | 230,000 |
| | 20,000㎡～50,000㎡未満 | 560,000 | 280,000 |
| | 50,000㎡以上 | 750,000 | 400,000 |
| 工場・倉庫等 | 上記対象面積の料金に対して1/2の料金とする。 | | |

建築基準法第6条の2第1項の確認申請と併せて行う場合

(税別:単位円)

| 用途 | 1棟あたり対象床面積 | 標準入力法(主要室入力法を含む) | モデル建物法 |
|-------------|-------------------------|------------------|---------|
| 工場・倉庫等以外の用途 | 300㎡未満 | 185,000 | 90,000 |
| | 300㎡～2000未満 | 236,000 | 118,000 |
| | 2,000㎡～5,000㎡未満 | 316,000 | 158,000 |
| | 5,000㎡～10,000㎡未満 | 372,000 | 186,000 |
| | 10,000㎡～20,000㎡未満 | 427,000 | 214,000 |
| | 20,000㎡～50,000㎡未満 | 520,000 | 260,000 |
| | 50,000㎡以上 | 700,000 | 380,000 |
| 工場・倉庫等 | 上記対象面積の料金に対して1/2の料金とする。 | | |

- ・変更審査の場合についての料金は当初適用料金に対して1/2の料金とする。
- ・複合用途の建築物等で、上記の表によるところが困難である場合は別途見積りとする。
- ・当機関において建築物エネルギー消費性能適合性判定を受け、その結果を利用した申請の場合には上表によらず、一律10,000円(税別)とする。

2、住宅に係る評価料金

(税別:単位円)

| 用途 | 単独審査 | 確認併願 ^{※1} | 性能評価等併願 ^{※2} |
|-------------|---|---|-----------------------|
| 一戸建ての住宅 | 28,000 | 23,000 | 5,000 |
| 共同住宅等の住戸のみ | 基本料金50,000 + 1住戸当たり2,000×住戸数 | 基本料金40,000 + 1住戸当たり2,000×住戸数 | 左記料金の1/2の額とする |
| 共同住宅等の建築物全体 | 基本料金50,000 + 1住戸当たり2,000×住戸数 + 共用部分50,000 | 基本料金40,000 + 1住戸当たり2,000×住戸数 + 共用部分40,000 | 左記料金の1/2の額とする |

※1 確認併願 当機関に建築基準法第6条の2第1項の確認申請と併せて行う場合をいう。

※2 性能評価等併願 当機関において設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査、
低炭素認定技術的審査のいずれかの申請を行い、且つその結果を利用してBELS申請を行う場合をいう。

- ・共同住宅等で1住戸のみの申請の場合は、一戸建ての住宅の料金とする。
- ・変更審査の場合についての料金は当初適用料金に対して1/2の料金とする。

3.その他(共通事項)

- ・公的団体が行う制度の適用を受ける等、または、同時期に同様の仕様による申請等で効率的に審査ができると当機関が判断した場合は、1、2の表にかかわらず料金を定めることができる。
- ・表示プレート等の作成を希望する場合には、別途作成費用が必要となる。

4.評価料金の収納方法

- ・建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款による。
- ・銀行振込の場合は、振込に要する費用は申請者の負担とする。
- ・申請者と当機関で合意があれば、受付窓口にて現金による収納ができるものとする。